

資料紹介

## 小城鍋島文庫蔵『和学知辺草』翻刻稿（中）

小城鍋島文庫研究会

中尾友香梨・白石良夫・三ツ松誠・日高愛子・大久保順子・沼尻利通・中尾健一郎  
村上義明・二宮愛理・進藤康子・亀井森・土屋育子・田中圭子・中山成一・脇山真衣

『和学知辺草』は、佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫所蔵の写本（三卷三冊）である。他に伝本を見ない。小城鍋島文庫研究会では、平成三十年度より本資料の輪読をすすめ、本誌前号に解題と上巻の本文を掲載した。本号には中巻を掲載する。翻刻要領は前号に同じい。

本研究はJSPS科研費JP18K00282の助成を受けたものである。

### 翻刻

（表紙）和学知辺草 中

和学知辺草 卷之中

一 吾大御国の古へ、豊蘆原の瑞穂の国と号する事は、国常立尊を「可美蘆芽彦舅尊」共申奉るより起れり。「蘆」は「アヲシ」の略語にて、春気発生の始、蘆の堅氷をつらぬき出て、錐の囊を脱するが如く、千草万木に先立て芽を発す。是、春の芽組の始なれば、下民是を見て農業を思ひ立、すき初めの候とするも宜ならずや。しかも其根、茹として繁り

栄ふる草なるを以、国の繁栄を祝して名付給へる国号也。

和歌にも「つのぐむあし」とよめり。獣の角を出せるを見るやうなれば也。『易』に曰、「震為萑葦」云云。然ば、吾東方に方位相応じて天生自然の瑞物也。瑞穂は水火の謂にて、陰陽和合の国といへる事也。

又、古へより国号を「やまと」と称するは、或説に曰、「此方良位に有、自然と貴山の謂也。夏の時、連山の易有。其卦、艮を首とす。艮と艮と相連り相対すると同じく、山と山と相向へるの義、蓋し省語也。」歌詞に「山」といふの冠辞を「足曳」といふ。『易』に曰、「震を足とす。是、自然に符合す」と云云。是又、一奇説也。仙覚、契沖の「山跡」の説、賀茂真淵の「山門」の説も有。神学家には国号の伝有。其外の諸説区なるは、一語に多義を含めると見てやみぬべし。今、畿内の大和国は、往昔天照大神の都し給へる国にして、神武天皇より後、世々帝都なる事久しきが故に、古へ「大倭」と称せし日本の本名を、一国の名に残し給へるもの也。異邦の如き、岐周より起れる地名を称して、周の代など、惣域の名に蒙らしめ、天下をたもつとせらるには異なる也。

『史記』云、「東北神明之舎也。騶衍云、中国外寰海内赤泉神州者

九」云云。『釈名』に曰、「赤赫也、大陽之色也。其謂之九、蓋舉大数」云云。近歳、平野玄中の説に、「赤県神州は日本国をいふ。九は大数を挙て吾大八洲を指、赤は日出の象、神は東方に舍る。唐土の如きは篡弒為常、反覆無恥」。此説も又一奇説に備ふべし。

次に、異邦より吾国を称すると、又吾朝の人の異名也と心得たがへるを挙ていはゞ、『後漢書』東夷伝云「東方有君子不死国」云々。三善清行云「范史称吾国曰君子国」云云。日東は、唐の時に詩人の称したる也。日域は「長楊賦」に見ゆ。阿毎氏は『唐書』に出たり。吾国上世の神系「天孫」の字を称せし故成べし。「倭奴」は『後漢書』、「倭人国」は『魏志』、「姫氏国」は『野馬台の詩』に見ゆ。皆、異国より吾国を称するの名也。

又、吾国の帝系を泰伯の後也といへるは、『魏史』『晋書』『北史』『梁書』に見ゆ。徐福が後と云は、『通鑑』前編に出。皆、無稽の謬説也。

又、「扶桑国」と云は、杜氏『通典』に出て、風土の事を記せる、一事として日本の事に当らず。外国を伝へて記せる成るべし。「黒鹵国」「若木国」は『山海経』の説也。是又、日本の事にあらず。然るを、吾国の詩人文人、古より「扶桑」「若木」を日本の異名とするは、拙き事也。書名にも『扶桑略記』『扶桑見聞私記』或は『中華若木集』など有。皆是、浮説を信じ、雅名と心得誤れるもの也。井沢氏の『俗説弁』に詳なれば、爰に贅せず。

一 和漢、国土の広狭、制度の大略を通論せば、先吾神国の古へは「大八洲」と号して、淡路洲、伊予洲、同二名洲、筑紫洲、志岐洲、对馬洲、隠岐洲、佐渡洲の八つの外に、六の小島有。合て十六島也。何れも海島の隔を以是をかぞへて、土地の広狭にか、わらず。「豊蘆原の千五百秋

瑞穂の国」とは、伊弉諾、伊弉冉尊の名付給ひし国名也。

其後、神武天皇、大和国橿原宮に御即位まし〜てより、国号を「大日本豊秋津洲」と名付給ひ、諸国の国造を定給へるに及んで、百四十四か国に分たれたり。其一国ごとに国造壺人づ、有て、国中の神祇祭祀の事を司り、兼て民間の政事をなさしむ。是、祭政一致にして、上代の風儀也。国造の下に県主或は首と云者有て、邑里の事を司れり。其後、国造の号を改て、国司と称し、文武天皇の時には国司を改て、国守と称せしとかや。

孝徳天皇、難波の長柄の宮に都し給ふに及んで、国司の下に郡司を命ぜらる。国司は都の官人の内を撰んで任ぜられ、郡司は其国々の才能有人を撰んで任ぜられし也。又、第十代崇神天皇の時に、四道の將軍を命じて四方に遣はし、其国々を治しむ。大彦の命を北陸道に遣はし、武渟川別命を東海に遣し、吉備津彦命を西海道に遣はし、丹波道主命を丹波に遣し給ふ。此時、天下を四道に分たれしと見えたり。

又、第十二代景行天皇の時には、彦狭島王を東山道十五か国の都督に拜せられたる事も有。第十三代成務天皇の時、東西を縦とし、南北を横と定め給ひ、武内宿禰に命じて、国々の境を定ると也。

其後、四十二代文武天皇の頃に及んで、五畿七道の名、分明に相分れたり。此時、国を五等に分たる。大国、上国、中国、下国、小国と定、郡も五等に分らる。大郡、上郡、中郡、下郡、小郡とす。十六里以上を大郡とし、十二里以上を上郡とし、八里以上を中郡、四里以上上下郡、二里以上小郡と定め、其郡には大領、小領、主計、主帳の官人有し也。一里と云は、家数五十軒有処を云也。一里ごとに里長壺人づ、有て、里中の事を司る。今の名主、庄屋の類也。右の積りなれば、家数千軒ばかり

有を大郡とし、六、七百軒の処を上郡とし、四、五百軒の在所を中郡とせしもの也。

往昔は人の数少なく、家数も多からざりしと見えたり。後世、太平日久しく、一郡の内にも千軒の在所は幾か処も有を見ては、古より今は人民の繁昌なる事を知るべし。

扱、国の数も漸々に并せて、古への菟狭国、吉備国、筑紫国、浪速国などいひし百四十余国も、五十か国斗りに成たりしを、四十三代元明天皇の時に、陸奥国を分て出羽国とし、丹波を割て丹後を置、備前を分て美作を置、日向を分て大隅とし、如是にして六十余国と成りし也。此頃より国郡の名を二字づ、に定め給ふ。西国は前後を以名付。肥前、肥後の類、是也。東国は上下を以名付。上野、下野、上総、下総の類也。往昔は身狭上、身狭下といへるを、今は武蔵、相模と書改たり。

四十五代聖武天皇の時に、始て筑紫に鎮西府を置、石川加美を將軍とし、西国の事を司り治しむ。又、諸国より国郡の図を奉らしめ給ふと也。朝廷には、民部省の御図帳と云もの有て、天下の国郡、邑里、山川の境迄、詳なる絵図有て、人民の数、家数等迄記せられたるも、今は伝はらず。又、元明天皇、和銅の頃、諸国に詔して作らしめられたる国々の『風土記』も、あまねく世に流布せざれば、見る者稀也。

五十二代嵯峨天皇の頃に至り、六十六か国の外に、志岐、対馬の二島をそへて、都合六十八か国に定れるより、今に至て改め変ずる事なし。『和名抄』に載る処の郡名、凡て五百九十八有、郡の下に有郷の名迄も詳也。

中古には、国郡の内に、庄園と云処有。是は、都に居る高官の人か、又寺社などの領地にて、武家の代と成ても、国司も守護もいろはぬ所也。

昔より恩許によつて領じ来る地也。国郡により、庄なき処も有べし。此庄を司る代官の様なるものを、庄司と云。伊達の庄司など云類也。此庄園には、山庄などを作れる事も有しと見えたり。此庄司には武士も有、農民も有し也。今、庄屋と云詞有は、古への庄司の詞残れるもの也。

御当代に及んで、常憲院殿の御時に、諸国の絵図を命ぜられ、官庫に是を納め給ひしと也。すべて日本国、東西の長さ、松前の隈石より薩摩の山川の津迄、凡七百四十九里と也。蝦夷の如きも、松前より地つゞきにて、南北の長さ三百余里、東西百里斗りの地也。

扱、国を治るの法、古今同じからず。神代の古は、君上に三種の神器有。臣下には神籬磐境と十種の神宝を以、天下を治む。神武天皇、御即位の始には、中臣祓を奏して天つ罪国つ罪を祓清め、天下を治め給ふ。此例により、末代の天子、御即位の始には、先中臣祓を授奉ると也。

其後、推古天皇の朝に、聖徳太子、十七憲法を作て、政事を正し給へり。文武天皇の御時には、藤原の不比等、勅命によつて律令を撰して、上朝廷より、国郡の法制を定む。明法の博士を諸国に遣はし、是を講ぜしむると也。是、異朝郡県の治に肆へるもの也。其後、弘仁、貞観、延喜の三格式も出来り、律令格式の四つを以、天下を治給へる事、文武天皇より後白河院、保元の頃迄、已に四百六十年に及べり。

かくて、源平の乱以後、天子の自ら国家を治め給ふ事あたはず。天下の権は武家に帰して、鎌倉三代を経、北条家の天下を成敗するに及んで、『貞永の式目』五十一か条を以、しばらく国家の法とす。

其後、天下三、四百年、乱国と成、御当家徳川の御治世に及んで、『寛永の御条目』十九か条、又、『天和式目』等有て、甚だ簡素の御掟也といへ共、天下の諸侯、各領内の仕置、皆公儀の御法令にたがふ事なく、泰

平ほとんど式百年に及べり。

次に唐土の古へを按ずるに、帝堯、天下を九州に分給ひ、帝舜は十二州に定給へ共、禹王に至り又九州に復し、殷の代を経て、周の制は五等の諸侯を建。王畿千里の外に、百里、七十里、五十里、附庸の国と次第せり。禹の時には、万国の諸侯と称せしも、段々に合せて、周武王の時には八百諸侯会盟に預ると有。其後、春秋の乱国に及び、諸侯互に征伐して百七十か国と成り、後には十二諸侯と成。遂に戦国の七雄とぞ成にける。

其後六国を亡して、秦の一統に及んで、周の代は諸侯強大にして王室の衰たるにこりて、諸侯を立ず。天下を三十六郡に分て、郡守県令を置て、民を治しめて、天下を悉く公領となしたり。漢已後に至て、封国有といへ共、三代の諸侯の如くなるものなし。武帝に至り天下を十三部にわり、刺史各壹人を置て、其下の郡国の事をぎんみ有。後漢の代も、大やう其通り也。

其後、呉、魏、蜀の三国の争ひ起り、天下三方に分れたり。晋の武帝、三国を一統して、天下を十九州にわり、郡国百七十余に及べり。其後、天下南北に分れて、南朝は四十二州百九郡有。北朝は二百一十一州五百八郡有。

南北朝を合せて隋の一統せる事、纔の年数なれ共、天下の諸郡をやめて州とし、県をすべ治めたり。程なく隋亡びて唐の天下を有つに及んで、天下を十五道に分て、其下に州郡県郷有、後に藩鎮の兵盛んになりて、唐の代大に乱れ、遂に五代の世に及べり。梁、唐、晋、漢、周と天下五度改るの間、僭偽の十国と云有。然れば、此時は天下十一に分れたりといひつべし。

宋の一統の後、天下を二十六路に分つて、其下に州府軍県郷等有。此時の州、四百にはたらざれ共、「唐土は四百余州」と古来より日本にていひ習はせるは、大略を挙ていへる成べし。『説郛』の内の詩に「吾皇四百州」と見えたる由。林羅山先生の説には、「宝掌和尚の詩に、行尽す支那の四百州と有」と也。又、『便用全書』に、「光武中興して併<sup>アハセ</sup>郡国<sup>二</sup>侯国の四百余と見えたり」と也。此説は、後漢の代をさすなれば、漢は十三州の下に郡国百一十一有。四百州に近きは、宋朝の外には無き事也。

元の世は十一省二十三道也。諸官人の名目、皆蒙古の号にて、甚聞にくきのみ也。明の時には兩京十四省也。後に安南を棄て、十三省にて天下を十五に分たり。一百六十郡二百三十四州千百十六県有と也。

今の清朝は南京を廢して江南省とし、遼東を上げて盛京とす。是、満州より出て、天下を奪へるにより、興王の地を尊べると見えたり。今は二京十四省にて、天下を十六道に分たり。惣じて彼土、輿地の広大なる事は、大元より始る也。

元の盛なる時、外夷の朝貢するもの、千余国に及べると也。此時、日本をも合せんと欲して、数万の舟師を以、博多の辺より平戸を取廻したるに、俄に神風吹起つて、帆柱折れ、梶くだけで、舟くつがへり、三十万人海底のみくづと成り、生て帰るもの纔に三人也。其後、又舟を造り、大軍を以日本攻の評議有といへ共、神国の敵し難を恐れしにや、遂に其事やみし始末、『元史』に詳也。

其後に明朝洪武の始、四夷王会の図、千八百国に及べりと也。其土地の広を按ずるに、『孟子』に「海外の地、方千里なるもの九つ」と云を、四角になをしてみれば、三千里四方の地也。『書経』に「五千里」と云るよりは審く聞ゆ。秦漢より後、漸々土地も広く成て、幅員万里と云は、

至極の行づまり迄を大概にかぞへて云成べし。

今の北京は、古の燕の国にて、東北のはづれ、女直の地に接けり。明朝にて、北京と南京の間、相去事三千四百四十五里と云り。日本道の三百四十四里半の道にして、三十四、五日路と聞えたり。又、蜀の成都府より北京迄は一万七百里と有。是は、西南より東北へ角ちがひに行たるもの也。大やうをいへば、東西の長さ三千里にみたず、南北の長さ五千里に足らぬ国と見えたり。先輩の説に、「唐土は、日本を十四ほど合せたる大さの国也」共いへり。

次に朝鮮国の如きは、東西二百里、南北四百里の国也。是は五十丁一里の積り也。

西域は尤大国と見えたり。天竺と称するは、西域中の南方の国を云也。顔師古云、「身毒字声、転为天竺。篤字省、文作竺。又転为竹音」云云。天竺、東、西、南、北、中の五有て、凡十六の大国有。寒暖、等しからずと也。釈惠嚴云「天竺夏至日方中無景」云云、是、南天竺をさすと見えたり。又、仏氏の説によれば、須弥山を天竺の正北に在とす。故に切利天の頂上を北極の枢とし、日月は須弥の四洲をめぐると云り。是、天竺を南贍部州の中央とせしなれば、此説によつても、日本国は南州の東初の国に当るもの也。『西域志』云、「天竺は十月廿六日を冬至とす、麦秀」と云々。是、同じく南天竺を云と見えたり。又、白月黒月の沙汰も有ば、漢土の暦法とは遥異也と聞ゆ。

日本、寛永より已前は、商船天竺に至りて交易する者多し。長崎より中天竺摩伽陀国の流沙河口迄、三千七百里の行程とかや。日本の商人は、蚊帳、傘、扇子、刀、漆塗蒔画の器物等を以、彼国の蘇芳、伽羅、鮫糸、花布、肉桂、白檀、籐筵、象牙等の方物に易しとかや。

其風土の異なる大略を聞に、国中に松樹なし。大竹有、周丈余、材木にかゆ。家作、多くは二階にて、こけら葺、瓦ぶき也。席は籐筵を表とす。獅子、虎、象の異獣多し。猿、牛無く、水牛にて耕す。鳥は皆頭白く、孔雀、家毎に養之。鳳凰天に飛ば、孔雀恐れて家の内に入る。紙なきにより、樹葉を以字を写す。鉄錐を筆とす。米穀は三月、六月、十月、三度熟す。其わら、一丈より二丈に至る。茄子は樹木の如く、四時共に有之と也。

天比夜太伊と云所に寺有。須達長者の屋敷跡也。是より七里行て、大仏の釈迦堂三字有。立像、座像、臥像の三尊也。流沙川の河上に、靈鷲山有、高さ一里。今は此山、獅子、虎狼、野干の栖家となりて、人間の通路絶ぬれば、仏跡を尋る者も無く成しと也。

今、インデヤ、サントメイと云国は、古の西天竺也。アラカン国は古の南天竺也。ベンガラ国は東天竺のよし。氣候、常に夏のごとしと也。

一 日本国は開闢と共にあれませる神のしろしめし始め給へる国にして、天地の有ん極、日月の照し給ふ限りは、幾万代を経る共動きなき天皇の御国にて、其祖神達の世を治め給へる古事のま、に行ひ給ふ。是即、神道にして、神皇代々御相承あり。四海を薰陶せしむるの大道、実に万世に被らしむるの教也。

夫れ神とは、唐土にていふ処は天地陰陽の靈妙なるをさして神と名付。是、空理にして体なし。吾国にて神と云は、彼の空理の神とは遙に異にして、今現に禁中にまします当今の天子の御先祖の神也。其神の始め給ひ伝へ給へる故に、神道とはいふ也。

されども、上古には「神道」と云名目なし。儒仏の二教、外国より伝へ来るに及んで、神皇の行ひ給へる処を「神道」と称して、儒仏に対し

て已む事を不得称し始めたる名目也。故に、『日本書紀』神代の卷、「神道」の名見えず。用明天皇、孝徳天皇の二紀に至て、始て「神道」の文字見えたり。

又、「神国」の称は、推古天皇の御詞と『三代実録』に見ゆ。是、唐土の人国に対して称したるもの也。異邦よりも東方に神国有りと称する事、久しき事也。

楊文公の『談苑』にも、「日本国奉<sub>ト</sub>神道<sub>ニ</sub>」云々。夫れ神道とは、国常<sub>ト</sub>立尊より段々御相統有、七代に及んで、伊弉諾、伊弉冉尊に至りて、天の神の授給へる天の瓊矛<sub>ト</sub>を以て四海を治め給へるに始る。瓊矛には深重の秘決奥旨有。

紙筆に顕すは其恐れ少なからずといへども、深くひめ置ては、道の明ならざるを愁て、今、其一端を挙げていはゞ、先、吾国の教は、文字、章句にわたらず、きつと慥なる体の有る物を以、其意を表して伝へ給へるもの也。異邦の儒教の如く、天地に則り、其道理を以、教を立たる空論に非ず。

夫れ、瓊矛は水火の二つを表して、陰陽<sub>メ</sub>の徳を備へたり。瓊<sub>マ</sub>は、水を含て自ら温潤の徳有。万民<sub>イ</sub>を仁<sub>ニ</sub>み恵むの表物也。矛は、火<sub>ホ</sub>凝<sub>ル</sub>にして勇烈の気を含み、威嚴の徳を表し、犯しあなどる事あたはず、天下の人恐れ慎みて尊び仕ふる。是、吾国上古より自然と勇武を重んずる風土の証也。かく水火陰陽和合の道を以、治め給へる国なるを以、国号を「豊蘆原<sub>ミ</sub>の水<sub>ミ</sub>火<sub>ホ</sub>の国」とは名付給へるもの也。

又、和歌の詞に「道」といはんには「玉矛」といふ冠辞有は、吾国の道は玉矛より始るが故也。かくて諸冉の二尊、此道を御子天照大御神<sub>テ</sub>に伝へ給ひて天下をしろし召の時、大御神、玉矛の二つを三種に述べて、

三種の神器を皇孫天津彦火瓊々杵尊へ伝へ給ひし後、代々帝業の重器として、御位譲りの始、先づ三種の神器を伝へ給ひ、天下をしろし召のしるしとし給ふもの也。

此時の輔佐たりし天児屋命<sub>ノ</sub>と太玉命<sub>ノ</sub>に、天照大神より祭政の道統を附屬<sub>フ</sub>ましめてより、児屋命の御子孫すぐれて有徳におはせしかば、代々御相伝有、君上に仕へ奉らしめ給へり。是を宗源唯一の神道と号するは、天人唯一と言事也。舍人親王の『神代卷』に漢字を借りて記し置せ給へる、皆天人唯一の旨也。唯一の相伝を得ざれば、字面を以ては一向に解し難き書法也。

又、古へは神皇一体、官祠一所也しに、第十代崇神天皇に至り、祖先の神と御同殿にましめて、神物官物のわいだめ無き事を恐れ憚り思食て、別に新たに鏡剣を鑄<sub>サ</sub>作らしめて護身の御印とし給ひ、神代より御相伝の鏡剣をば、倭<sub>ヤマト</sub>国笠縫<sub>ノ</sub>の邑に移し奉り給ふ。是より皇居神宮相分れし始也。垂仁<sub>ヒメノ</sub>天皇の御時、倭<sub>ヤマト</sub>姫命、天照大神の教の随意<sub>ノ</sub>、伊勢国五十鈴川上に祭り給ふ。今の内宮、是也。

又、「祭政一致の大事」と云は、神代の政事は人世の神事にて、神事と政事は二つなき也。故に、「政」の字に「祭事」と云訓有は、古への「祭政一」と云詞の遺れる也けり。

扱、児屋命の御子孫、代々天子を補佐し奉て、天下の御政事に預り、兼て神祇の祭りを司り給ふに、十一世<sub>ノ</sub>雷<sub>ノ</sub>大臣に仲哀天皇詔して「卜部」の姓を賜ふ。十八世常磐の大連に「卜部」の姓を改て「中臣」の姓を給へり。二十一世大織冠鎌足に「藤原」の姓を給ふ。此時に、逆臣入鹿<sub>ノ</sub>の大臣を誅伐有に及んで、大織冠も其身死亡に決し給ひ、御子贈太政大臣不比等<sub>ノ</sub>に「藤原」の姓を継しめ、御先祖天児屋命より御相伝の禁

中の万機、天下の政事をゆだね給ふ。其末、今の五撰家、是也。其庶流、中納言意味麻呂、其器に叶ひたるに依て、神代よりの秘旨「神籬磐境の大事」「土金竜雷の伝」等迄、悉く譲り伝へ給ふ。其子孫、今の吉田家、是也。

又、伊勢の祭主藤波も同姓にて、三姓皆児屋命より出るもの也。此時より、祭事、政事、二つにわかれて、天下の政事は摂家より司り給ひ、天神地祇の祭事は専ら吉田の任と相分れたる也。其後は吉田家、代々神道の奥秘を伝へ、五十二世吉田佐兵衛佐兼治に至り、嫡子右衛門佐兼英不学にして、其人柄正しからざるにより、相伝不相成、兼治の次男従三位兼従相承有し也。

慶長三年、太閤秀吉薨じ給へば、東山に豊国大明神と祭らるる命によりて、兼従卿祭主たらしむ。此時、采邑千石を給ふ。

元和元年、関東の和義も破れて、大坂落城に及び、豊臣氏亡びしかば、関東より豊国の神祠を廃せられ、兼従卿は流罪に処せらるべき沙汰有り。此事、禁庭にもれ聞えしかば、今度、兼従を流罪せらば、「日本唯一の神道、吉田家嫡々唯授一人の奥旨、断絶すべし」と、兼従の流罪を宥められ度旨、江戸の方へ勅諭有しかば、兼従の流罪御宥免有、領知を伯耆の国に所替有と也。

其後、兼従卿も先づ退隱の体にて、本称号を避て「萩原」と改、采邑千石を領じ、諸卿に列すといへ共、甚衰老に及び、「此道を嫡家に附属有ん」と欲し給へ共、吉田満丸纒か八歳にして、正伝を残し給ふべき事もかなはざるに、其頃、吉川従時と云者、兼従卿に従事して道に志深きを以、此人に一子相伝を預け給ひ、「満丸成長の後、相伝有べし」と約して、兼従卿は逝去有けり。

此吉川の先祖は江州佐々木氏にて、源藏広直と云。文明の頃、野洲郡を領じ吉川村に住する故、始て吉川を以氏とす。次男源次郎広末、東照神君に仕へ奉つて、小田原御陣の節、討死す。其子惣次郎広元、父の功を以、幕下に奉仕せん事を欲する内、不幸にして卒去す。

其頃、九歳の幼児有を江府の商家尼が崎屋へ与へて、其母は泉州堺え帰ける。其子成長し、吉川従時と号す。享年三十四歳の時、慶安三年に江府の商家を他へ譲り、相州鎌倉山に退隱し、和漢の書を学び、且和歌に志し深く、日本の古書を見るに、疑はしき事のみ多きを以、上京し、吉田の社へ祈誓を懸、兼従卿へ便りしに、三位兼従卿、驚き給ひ、「七十年以来、汝が如き器を未だ見ず。吾道を伝ん者、今足下を除て外に人なし。神道の正伝、悉く授与すべし」と有けれ共、従時もかろき隠士の身にして、「本朝の大道をうけ継奉ん事、其恐れ有」と再三辞退に及といへ共、兼従卿も「道の興廢、今汝に有。時至らば、此道世に明ならん」と有。則其正伝蘊奥を不殘附属有けり。

其頃、会津左中将正之公は、山崎嘉右衛門を師として儒学を御尊信有り。聖賢の道を学び給ひけるが、或時、嘉右衛門に問給ふには、「是は異国にて聖人天下を治るの道也。日本の道と云ものは無之や」と御尋の時、嘉右衛門、御答に、「只今、鎌倉山に退隱せし吉川惟足翁と申者こそ、吉田家より神道の伝授を得候と承り候。是則、日本の道にて御座候」と言上有により、則、吉川を鎌倉より召して神道を聞し召、段々御相伝等有。

其後、吉田家の一子相伝、三種、神籬の正伝を御懇望有けれ共、是は唯授耆人の伝にて候へば、容易に御伝難相叶由申上付、山崎を御使として天照大神より天兒屋命、太玉命の二神へ御相伝の道なれば、是に准じ

て保科侯へも相伝有度旨、強て被仰候付、吉川も無拠承伏し、然らば天児屋命を吉田とし、太玉命を肥後守様に准じて相伝可致由、領掌し、遂に三種伝、神籬の伝を許可有けり〔保科公、後に土津靈社と云〕。

右の相伝、後に保科侯より山崎敬義え〔後に垂加靈社と云〕御免許けり。垂加の伝は、正親町従一位公通卿〔後、被瓊翁と号給ふ〕に相伝也。

公通卿、其頃は二十四歳にて御若年故、三年過て封を切て見給へと、『風水草』を伝へ置て、無程、垂加は卒去也。是、畢竟、道の朝家へ帰る事は、堂上ならで叶はざるべしとの慮りのよし也。

尤、垂加翁の直伝、地下にては、下御霊の社家、出雲路民部春原の信直〔八塩路翁と云〕に残し給ふ。信直より玉木葦斎〔五鱗翁と云〕に伝ふ。玉木より岡田磐斎〔磯波翁と云〕、松岡玄達〔埴鈴翁と云〕など連々相伝有し也。

其後、吉川従時に神学を懇望有ける御方には、紀州権大納言頼宣公をはじめ、加賀の左中将綱紀朝臣、大野侍従直明朝臣、堀田備中守正俊をはじめ、国郡の主、多く道に帰し給ひぬ。其内にも磐斎の正伝は、鍋島備前守直郷公〔雲垣靈社と号〕御相承有けり。

程へて、紀州中納言光貞卿より江府京橋辺に宅地を求めて、吉川を鎌倉より移し住居せしめ給ふ。かくて此事共、嚴有院殿の上聴に達し、寛文七年七月廿八日、惟足を召て台顔を拜せしめ、禄を賜はりけり。

其後、吉田の満丸漸成長有、従二位兼敬と称せらる。兼従の遺言に任せ、道の返り伝授有度旨、禁裏え奏聞の上、勅許有。其時の所司代、牧野佐渡守親成、江戸へ言上有しかば、惟足翁を営中へ被召、土屋但馬守数直、上意を伝達有、御暇并御朱印、伝馬を被下置。

寛文十二年正月下旬、江府を立て上京、先、神海靈社〔兼従卿也〕え

詣ふで、「祈る也吉田の山の榊葉のさか行影を常磐かきはに」と詠じ、兼敬卿に段々神学の指南有けり。或時、惟足翁、「むかしへやおどろがもとをふみ分て問こし道を又とはれぬる」。

其後、江戸に帰り、元禄七年戌霜月十六日、七十九歳にして没す。視吾堂靈社と崇む、是也。

一 天照大神、伊勢に御鎮座の時に、天児屋命の御末大鹿島命をして、祭主たらしむ。其子孫、代々神官として祭を司り、後には祭主を官名とせり。今の藤波家、是也。

帝都には又、別に神祇官を建て、天神地祇を祭り給ふ。七百三十七座の神、年中四度の祭有。其内、天子より詔有て祭給ふ神、三百四座と也。八神殿の祭を第一とし給ふは、八方を鎮め祭るが故也。此祭りを司る官を神祇の伯と云。古は神道に達せる人、此官に任じたりしか共、六十三代花山院第二皇子清仁親王任じ給ひし後、其御子孫相継で此官に任せらる。今の白川殿、是也。其以後は、神祇伯は親王の任にて、白川家に限る事となれり。

此次に、神祇の大輔と云有。此官は伊勢祭主藤波家より兼任せらる。古は、吉田家よりも権の大輔迄は兼たりし例有共、正しき大輔は藤波家に限る事と成。當時は吉田よりは兼る事も不相成と也。此神祇官は、後陽成院の御時に、太閤秀吉、是を廢して諸大名の宅地となさしむ。其時に八神殿斗りは天下第一の祭成を以、吉田に移されたり。今の二条所司代屋敷の地、古の神祇官の跡也とかや。

准后親房卿の『職原抄』にも、神祇官を百官の第一に置て、古へ神祇の祭りを朝政の第一とせられし事を示す。今は王政の衰に従て、祭事もいつしか陵夷して、神祇官も名のみ残り、祭を司りし家柄迄も衰へ来り



しもの也。

一 或問曰、儒学者流の説に、「今、日本に神道と称するは、至て小道にして、巫祝の鬼神に仕ふるの道なれば、士君子の学ぶべき道に非ず。『周礼』の太祝、小祝、男巫、女巫等の類也」と。如何。

答曰、唐土に儒有、印度に仏有、日本に神有。各其風土によつて道を建たるもの也。

日本は開闢已来、水土の性、自ら靈妙不測なるが故に、神人其中に化生まします。其神人の天然のまゝに世を治め、其祖先を敬ひ給へるの道をさして、是を神道といふ。異邦の如く、聖人の智巧を以、天に則り世を治んと工夫し建たる人国の道とは雲泥の相違にて、道の根本、元来各別なるもの也。

物のひとしからざるは物の情也。然るを、其本をはからずして其末をのみ論ぜば、鳧鶴の脛の長短をひとしくせんと欲するに同じかるべし。『易』に神道と云は、天地陰陽の妙理をいふのみにて、吾国の神道とは別也。

日本、中古より君臣共に儒仏の教を尊信し給ふにより、神祖の道を忘れ給ひ、各菩提の門に入て、禁中にても大法会を修し、僧徒を供養し、天位を軽んじて、仏陀を渴仰し給ひしより、天子も天下を治め給ふべき威力を失ひ給ひ、又異域文国の風儀にうつろひ、朝廷の武義日々にすたれ、只朝夕、詩歌管絃の遊びに志しとろけ、和らかなるを公家風と申様に成來るに従ひ、古への祖神達の世を治め給ひけん道は、世に隠れて、神事祭祀の手数に古風纔に残れるのみ。

今、巫祝の神に仕ふるを見て、日本の神道は是也、小道也と思へるは、天淵の相違也。後世、社務を司る禰宜などの加持祈禱などを専らとする

は、皆近代習合の作意より出て、古への所謂神道には非ず。士君子、何ぞ是を学ん。俸禄もなき社司などの、民間に交りて、病災転除の祓を修し、女童の望に従ひ、当然の吉凶を占ひ、病夫の為に呪ひ、祈禱をして妻子を養ひ、世渡りの営とするは、已む事を得ざるのわざ也。是を神道と見て評論せば、実に異邦の太祝、小祝の類成べし。

伊勢の祭主、神祇官の神祇伯、天神地祇の祭を司る事を異邦の官に准せば、舜の伯夷に命じて秩宗たらしめ、『周礼』の春官、大宗伯、小宗伯、即、漢の大常卿、唐の祠部などの任にして、彼国にて専ら天地、宗廟、社稷の祀を司らしむれば、是等を引合せて評せば、相似たる事も有べし。

又、異邦の『書』『易』『中庸』等にも見えたる通、彼国の聖人も神道を尊信すると云事有を、儒学者流の「日本の神道は巫祝の事」と譏るは、吾国の古学に疎くして、年久しく儒書に薰習の余り、天地の間には堯舜の道より外に尊き道はなしと思ふよりいひ出せる妄説成べし。

一 或問曰、儒学者流の説に、『周易』に「聖人以神道設教而天下服矣」と有也。士君子は義理を知て行ひ候へ共、庶民は愚昧なる者にて、万事に疑慮多き故に、鬼神を仮て教導せざれば、其心一定しがたく候。聖人は是を知し召て、凡民を導くには、必上、帝神明を称して、号令を出され候。是、聖人の神道にて候。「聖人以神道設教」とは、是を申候。

又、専ら鬼神に給仕して、祭祀祈禱のみ行ふは、巫祝の道にて、君子の道とは別なるものにて、君子よりは是を見れば、児戯の如くなる事も、あやしき事も候へ共、国家の害にならぬ事は、其儘に捨置て、神事の類は彼等に任せて、古の聖帝明王も是を用ひ給ひ、百官の列にも入られ候と、此説、如何。

答曰、儒学者の説の如く、鬼神を仮りて愚民を教導する事、いかにも、

彼国聖人の教には、其通りにて可有之候。され共、『周易』に「陰陽不測謂之神」と有之て、其鬼神とさす処は、天地造物の妙を賛し、陰陽二気の往来、屈伸する処を申にて、空理なれば、吾国の天地と共に、御出世の神明とは、各別の沙汰にて候。

又、祭祀を行ふは巫祝の道にて、君子の道とは別なるものといへる説は、難心得く、異邦にても古への聖帝明王の自ら天地、日月、山川、宗廟を祭り給へる事跡、『書経』『礼記』等にも明白也。『論語』にも「使民如承」大祭」と孔子のいへるは、祭りを慎て、神に仕ふるの心を以、民を治るの政に用ひよと也。是、吾国にて祭政一致の旨に暗に符合せり。

又、孔子も「吾れ祭に与らざれば、祭らざるが如し」といへるは、病氣故障の事有て、其祭に与らず。自身に不祭は祭らざるやう也と也。聖人の祭りを慎しみ給ふ事、如此。

又、「子所慎、祭戰疾」とも、或は「民に重んずる所、食喪祭」共有。『左伝』にも、「国の大事は祭と戎とに有」といへり。然れば、異邦、聖人の国にも祭祀の事を重んずると見えたり。聖人を尊信して儒を学ぶ者の儒書の言と齟齬して、聖人の重んずる祭の事を巫祝の業と落してさみせるは、いかなる見識にや、覚束なし。

今、日本にて社司の専ら務とする処は、行事の神道と云て、君上の用る神道には非ず。別なるもの也。儒学者、是を見て、我国の古書古法を考ざる、誤りより出たる説成べし。

一 或問曰、然らば即、日本上代の古法、神道の行はれたる世のさまは、上下いかなる体共にて候はんや。

答曰、吾国上世のさまは、人の心直くして、事も少なく、いひ出る詞

も、天地の自らなるまゝにして、いふ言にまどひなく、聞ても忘る、事なく、よく聞得て忘れざれば、遠くも久しくも、伝へ来りしもの也。齋部広成の『古語拾遺』に記せる如く、上世の事は皆人々の口づから伝へたるもの也。民の心直ければ、君上より出る詔りも少なく、たまゝ詔有時は、草に風を加ふるが如く、四方の国にひゞきて、水の物をうるほすが如く、下民の心にしみ通りけるが故に、いひつき、語り伝ふる事誤りなく、永久に是を守りて違ふ事なかりけり。『古事記』『日本書紀』などに漢字をかりて記せる上世の古事、皆古人の口づからいひ伝へしまゝ成もの也。

伊弉諾、伊弉冉尊より天照大神に玉矛の道を御相伝ましくてより後、御子孫の天子御代々天下の政は、只神祖より有来りしまゝにたがひ給はで、何事も我れが御心にて、さかしらを加へ給ふ事なく、神代の古事のまゝに大らかに行ひ給ひ、治め給ひて、其内に疑ひ思召事有時は、太占を以て天神の御心を問しめ給ふ。

此故に、其代々の天皇の御政は、即ち神祖の御政也。『万葉集』の歌などに「神の随意」と有は、此意也。是即神道にて、世の中平らげく安らげく満足りて、外に望み求める心無ししもの也。天津日嗣の御政、しかましますにより、八百万の神達を始め臣民に至迄、各姓戸を重んじ、子孫、八十統に其家々の職業をうけ継て、銘々先祖を祭り、其祖名を落さじとする一筋をのみ慎しめるによつて、子孫幾代を経ても、其祖神達に異ならず。只一世の如く神代のまゝに仕へ奉り、農工商各其家業を勤めて、安堵しける。

此故に、日本の習ひ、上世より先祖の称し来り候名を、子孫も同じく称して、代々同名の人有。天皇も日神の御子孫なるが故に、代々「彦

の字を御名に冠らしめ給へり。異邦にて先祖の名を犯す事を忌の法有とは、天淵の相違なるもの也。当時、加賀国の御仕置に、家作り万事先祖の定めのみ、にて、子孫に至り、貧福に随つて新規に家を広くも狭くも作り直す事を禁ぜられし家法とかや。是などよく吾国の古法に符合せる仕置也。

さて、上代は、如是平らかに治め給へる天皇の御代にても、たま／＼王命に叛き、従ひ奉らぬ荒ぶる神有ば、神代の古事のまに／＼大御稜威をかゝやかして、忽に打亡し給ふにより、中つ国の内には天位を伺ふ者なかりしは、上世神道の盛んに行はれし御代のさまを思ひしるべし。

一 或問曰、日本の神道と云は、古への神祖達の始め給へるの道にて、其道を守り、其神祖達を祭るのみにて、其外の神々は祭るに及ぶまじきや。

答曰、抑、神道の大意を挙て称せば、天地と共に御化生の祖神達の始め置給へる万づの事、皆神道にて、其神々を祭るには事広き事也。日月を始めとして、木の神有、火の神有、水土の神有、雨風を司る神有。天子の祖神を始め臣民に至る迄、銘々の祖神有。八百万の神々、各司る処有。其内には、善神有、邪神有、悪神有事也。

惣じて日本の神といふは、仏法に所謂万徳円満の如来といひ、儒道にいへる生知安行の聖人と云もの、如に非ず。故に、善神を祭りては、国家長久、子孫繁昌を祈り、邪神悪神を祭りては、種々の禍を通れん事を祈り、又其身に罪咎も有ば、祓ひ清めて過を再びせざる。

土金の法も有、天地風水の祓有、国家安民の祓有。即、国家の政、即神道也。悪人を罰して、三郡払、五郡追放など云事有は、古への祓の遺風也。民間にて、邪神の祟りを受けてさすらへなど云は、海川へ流し捨るの詞也。悪事を巧みて命令に背く敵をば、劍戟を以亡すは、金の祓也。

国土の不浄を風の吹払ひ、雨のすゝぎ流すは、天地の祓也。すべて神の事は、当然の理を以ては、推して知られぬもの也。

儒にいへる「天道禍淫福善」の言も、相当らぬ事也。善人も不仕合にして禍に逢事有、悪人も幸を得て富昌る事有は、世に多き事也。是、理を以論ずるには相当らず。儒に天命といひ、仏に因果と明むるといへ共、皆推量の説にて、人間の万事、吉凶禍福、皆神の所為より出る事を不知もの也。

此故に、善神を祭りて幸を祈り、悪神をなだめて怒りを恐れ慎しみ、いかにもして神の悦びいさみ給ふわざをして可祭事也。珍膳美味を献じ、笛太鼓をならし、うたひ舞て、神をいさめ悦ばしめ奉る。是、神代の古事也。下民の諺にも、「祝ふ門には福来る」、又「人悦べば神悦ぶ」といへる、即神道也。

惣て吾東邦は陽気發生の国なるが故に、いさみ悦ぶ事を貴ぶ国風也。故に、婚禮、生れ日、元服、袴着などの祝を重んじ、喪礼を軽くす。又、庶民といへども、日月を祭る。橘家の伝に、日待の式有。琴板を打て、歌をうたふ。古への遺法也。

唐国にては、天子に非れば日月を不祭といへり。又、淫祀を禁じて、其子孫に非れば其祖を不祭と定め、「天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟、士は一廟、庶人は家に祭」とも有。「非其鬼祭之詔也」などいへり。

魯の大夫季氏が泰山の神を祭れるを、孔子も譏れるの類は、彼国の道にして、吾国にては然らず。其在所にあらゆる神々、皆祭る事にして、此神は此人より不祭と云差別はなき事也。又、氏神と云は、藤原氏の春日を祭り、源氏の八幡を祭るの類也。其生国の大社を氏神、或は宗廟

など、云は誤りにて、皆生土の神といふべき也。

又、諸社の境内に有森林などを伐取は、其神々の甚だ悦び給はざる事なれば、其国所衰微の基にて、風雨の災難も起り、其土地人民不繁昌の根元也。其土地に古より有来る社地の竹木を伐尽すは、国家に災難を植置苗代成るべし。古来より山林を尽すものは、子孫衰ふともいへり。

一 或問曰、古歌に「心だにまことの道にかなひなば祈らずとも神や守らん」と有ば、神を祭るは諂ひに近し。祈て幸を求るは、神道にかなはずや侍らん。

答曰、此歌は、是に似て非なるもの也。是は、心学を専にする儒仏の見頃よりよめる歌にや。又、心僻める人の朝夕、仏神をのみ祈るを見て、其人を戒の歌にても有べし。され共、吾神国の道には背ける処有。其人、行跡宜しく、子としては孝有、臣としては忠有、物毎、誠の道にかなひたる上にも、諸神を敬ひ祭るこそ、神国に生れたる本意なるべきに、吾心ばかり実の道にかなひても、吾身神孫たるを忘れ、異邦の道を慕ふて、吾国は神国と云事を不知もの也。

古へ八百万の神と云るも、皆、天子の臣下達にて、皆其人一分くの土地を領じ、其国処の上に立て、下民を治るの人也。下よりあがめ尊ぶが故に「あがみ」と云の略語にて「かみ」とはいふ也。

後世、国の守となり、受領して、豊後守、但馬守など称せらる、「かみ」の詞も、上代八百万の神達の称号の残りしもの也。諸官にも「かみ」「すけ」「ぜう」「さくはん」の四分有。皆、其官の上にて、其事を司るかしらと成を「かみ」とは云也。当時、武家の役人の内にも、「頭人」と云名目有。其役中のかみなれば也。頭髪を「かみ」と云も、上に有を貴ぶの称也。「紙」も古への木綿の遺製にて、幣帛とし、後世は神に捧るを

以、其名を「かみ」と云也。是皆、神国たるのしるし也。

惣じて、吾国は、生としいける物、鳥獸虫魚に至る迄、其ほどくに神皇産巢日の神のみたまによりて、おのづから其魂備はりて、生じつるが中にも、人と生れたるは、万物にすぐれて、各其智も備はれば、神恩の忝を知るこそ、道にかなへる神国の人成べし。神に諂ひて、幸を求るには非ず。

「祭」と云詞は「まこと尽せり」の略なるもの也。され共、其身、行跡悪しく、不孝不忠の志にて、神助冥加をのみ祈て、身の幸を求る族よりも、己れ忠孝の道にかなひて、神助を不<sub>レ</sub>求人<sub>ハ</sub>まされるとも云べけれ共、神道の意にはかなはざるべし。

一 或問曰、儒学者の説に、「日本上代は道なき国にて、礼義も不知、神代より人皇四十代頃迄は、天子も兄弟、叔姪、夫婦に成り給ひ候。其間に異国と通路して、中華聖人の道、此国に行はれて、天下の万事、皆中華を学び、人倫の道を知てより、畜類の行ひをなさず候。然ば、今の天下は全く聖人の道にて治りたる」といへり。此説、如何。

答曰、なるほど異国の古へは、人皆鳥獸と同じく、君臣、父子、夫婦のわかちも無しに、聖人出て礼義の道を教へ、五倫を正しくし給ひしにより、漸く上下貴賤のわかちも定りしと見えたり。

吾国は夫と異也。上古、天地と共にあれませし。天神祖は自ら天地にかなひて、万の政をなし給ひ、諸の官人は其天地にならひて、上に仕へ奉りける。すべて人の心よりなせるものは方也。自らなるものは丸し。儒学者流の説の如きは、人の智を以方に作れる文書を見て、吾国のおのづから天地の丸きかなへる広き道をしらでいへるもの也。其自ら丸きと云事を挙ていはゞ、天の形も丸く、地の形も丸く、日月も丸く、海水

も丸く、人の頭も丸く、鳥獸の形も大かた丸く、草木の実も丸く、花の形も丸き也。其天地の四時をなし行に、漸にして春と成、漸にして夏と成、秋冬も同じくめぐりて、冬を始めとも、夏を終りとも、始め終りを正しく見せざる、是、丸き也。其丸きが中に、生る、人の行ふ道も、なにか丸きを本とせざらんや。

されども、春のうらゝかに、秋の冷しきのみならず、夏の甚しく、冬のおごそかなる時有。雨風のはげしくあらぶる年も有ごとく、皇命に従はざる者有て、世を乱す時には、皇神、御身に鞭かき負せ給ひ、御手には弓とりしぼりましゝて、諸の臣神達は岩さく剣をふり立、火の中、水の底にも入んと、稜威の雄たけびをなしつゝ、朝敵を打平らげ、天が下を祓ひ清め給へば、夏冬雨風のうつり行が如く、御代は安らかに静まりぬ。

かく我神皇の政は、四時のうつり行如く、事にふれて、嚴にも和にも見給ひ、聞給ひ、広く大らかにおはしませば、天下の人民は不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>識して心直く、不<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>して上を恐れ奉るにより、世の中おのづから治りて、人の心おだやか也。是即瓊矛の道にして、丸は玉の徳、嚴なるは矛の威靈にて、教へずして教ふる我神国の大道也。幾万歳を経る共、天地日月の有ん限りは、遠つ神祖の御系を継まして、臣神達も其祖先の系を代々に伝へ、下民も各其家筋を立て、上を犯し凌ぐ心は、思ひもかけぬ世の中也しぞかし。

唐国には、其才徳秀でたる人は、匹夫よりも進んで天子となれ共、其子孫に及んで、多くは其臣に殺され、世を奪はる、時、始めの匹夫たらん事を欲といふ共、不及して、玉楼金殿も一時の煙と立上り、妃嬪嬪妾も東西に離散し、宝玉重器も他人の有と成り、肝脳血にまみる、期に及

んでは、いかばかりか悲しかりけん。

然るに、儒学者の「吾国上代の天子は、兄弟叔姪、夫婦と成りしが、中華の道を学び、人倫の道を知てより、畜類の行ひをなさず」といふは、大なる僻事にて、取違へ也。是は周の制に「同姓をめとらず」といふを覚えて、かくいひ出せる論成べし。されども、から国にても上代より然るに非ず。黄帝、堯舜を始て、同姓を妻とせる多し。周の世に至り、同姓をめとらぬ制有りといへ共、既に周の世に諸侯の此制を破れる、余多有。『史記』『漢書』に記せる諸侯、十が七、八は己が母か兄弟かを犯したる事、数ふるに堪ず。夫れを隠してははず、己が生国の天皇を譏るは、いかならんぞや。

夫れ天地はもと混然として一つなるが、分れて兄弟と成、陰陽と成、相交りて国土万物を生給ふと云は、天人唯一の道を示すもの也。古への天皇かく崩御ましゝたる時、日嗣の皇子未だ幼なくおはしませば、其大后まづ天つ日嗣を知し召て、朝に臨み給ひ、天下を治め、皇子を日足養ひ育給ひぬ。又、皇子ましまさぬ時には、他の諸皇子達の中に撰みて、日嗣となし給ひぬ。此時、其后異姓にておはさば、かりにも天つ日嗣に立奉らんや。かくせば、天つ神祖の御心にも背き、下民の心もなびき従ふべからず。此故を以、后には御系近きを先きとし給ふ事也。

女帝を立て奉る事も、漢の呂后、唐の則天の類とは異なるもの也。御系を永くあつくし給ふは、天皇の御私しに非ず。即、天地の心のまにまに神祖の定め置給ひし御法也。其下に有臣民も是にならひて、各其祖先の末を失はず、我系の程々を守りて、上をしのぐ心なく万代に伝ひぬ。今の世も、絶たる家を興して其名跡を立てるには、先祖よりの血筋の者を撰みて家を継しむ。是、上代の遺風也。

惣じて吾国の古へは、同母兄弟夫婦と成事を忌て、異母の兄弟は上下共に夫婦と成事を禁ぜず。其大略を挙げ、先、鶉草葺不合尊は、其姨玉依姫を妃とし、神武天皇を生給ふ。第二代綏靖天皇は其姨五十鈴依姫を妃とし、第六代孝安天皇は其姪忍鹿姫命を妃とし、孝靈天皇を生給ふ。仁徳天皇は異母の妹八田若郎女を妃とし給ひ、敏達天皇は異母の妹豊御食炊屋姫を妃とし給ふ。其妃、後に推古天皇と申奉る、是也。天武天皇は其姪高天原広野姫を妃とし給ふ。天武崩御の後、即位ましく、持統天皇と申奉、是也。

かく御身近きより妃とし給ひしは、吾国天地の御心にて、御系絶ましまさぬ深々の意味有事共也しを、儒学者は只一偏に周の制を覚えて、兄弟婚姻せしは禽獣の行ひぞと譏るを聞ては、此国にて儒を学ぶ人も是をば心よからず思へど、和学神道に暗き故に其いひ訳もさだかならざるは、異邦の書にのみ目なれて尊信するの余り、吾本心も異国にかたぶきころされたる誤り成べし。

又、異国の五倫の教、此国に広まりてより、始て人倫の道を知て畜類の行ひをなさず、今の天下は異国の聖人の道にて治りたると云も、吾国学に疎く、神皇の道を不知の故也。抑、吾皇御国の古へは、五倫の教なくして、おのづから人倫の道正しく行れたり。

先、大君は、開闢已来、国常立尊の御系、当今の天子に継ぎ給へり。臣神達は、高皇産靈尊、神皇産靈尊の天照大神に仕へ、摂政し給ひ、皇孫瓊々杵尊には、天兒屋命、大玉命の輔佐し給ひしを始め、八百万神、各其職業を司りていつきかしづき仕へ奉りて、たとひ武烈天皇の如き暴行の君有といふ共、下として、天位を伺ふものなく、吾国の常磐固磐に、君臣の道、万世不易に立処ならずや。異邦の湯王、桀を放ち、武

王、紂を伐の類には非ず。夏桀、商紂は其時の天子ならずや。春秋、纒二百四十二年の間、臣として弑し君事、三十六度なるとは、同日の論に非ず。

又、神代の古へより、君は君の正統を継ぎ給ひ、臣民は各其祖先の家系を落さじとするは、おのづから父子の親有処也。堯の其子九男を廢して、舜を挙用ひ、衛の君輒、其父蒯聵と国を争ひしには、異なるもの也。又、瓊々杵尊、「開爺媛を妃とし給はん」と宣へば、「吾親有。尋問はせ給へ」との勅答は、婦徳の貞烈明か也。是、男女の別、操の正しきしるし也。其後に、大山祇命、持二百凡一、瓊々杵尊を饗し給ふ。是、婚禮の儀式の備れる也。其外にも、素盞鳥尊の稲田姫を娶り給ひ、八重垣の神詠有。押穗耳尊の栲機千々姫を妃とし、彦火々出見尊の豊玉姫を妃とし給へる、皆、夫婦の道の立処也。唐国にて、舜の臣として堯帝の二女を妻とし、楚公、齊侯の兄弟夫婦と成り、玄宗の其弟の妃を奪ひしには、異也と云べし。

又、素盞鳥尊のあらげなく安忍なるを戒め給はんとて、御姉の天照大神、石窟に籠りませし後に、素尊は根の国に下り給ひ、御徳清々しく成給ふ。是、御弟を愛し導き給ふの道也。火々出見尊、兄火闌降命の極悪を種々に教導し給ひ、終に善に帰せしめ給ひ、且、兎稚君と仁徳天皇の三歳の間、位を譲り合給ふ。是、おのづから兄弟の序有処也。周公の管蔡を誅し、唐の太宗の兄健成、元吉を殺せるの類には非ず。

又、八百万の神の心を一にし、身を委ねて、日神及び皇孫へ忠を抽るは、朋友の道、相合ふの効也。

又、天稚彦の死せる時、味耜高彥根の神の喪を弔ひおはせしは、友がきの信を尽せる也。

如此、親、義、別、序、信の教無くしても、自然と五倫の道正しく備はれる吾国の上世をあざみ譏りて、中華聖人の教をかりて人倫の道を知り、天下も治れるとは、いかなる論共にや。吾国は上世五倫の教へなくして、五倫自ら行はる。異邦も堯舜の後、三代の盛ん也し時には、仁義の道を教へざれ共、仁義自ら其間に行はれしも、周の衰乱に及んで、孔丘、孟軻出て、仁義の道を教へとせしかど、世に行はれず。仁義は空しく書籍に残つて、儒者の講論するばかりの道と成りぬ。秦漢已後の天子、堯人として、仁義を以、天下を治たるはなし。皆、其人の智巧を以、他の天下を奪ひ、逆に取て順に守るなど称して、其代々の制度を建、天下を治たる也。日本国に生れたるかひもなく、吾父母の国を、道もなき国といやしめ譏る儒学者は、異国出生の人にて、日本をば別業シモヤシキのやうに思へるにや。

一 或問曰、神道は吉田家の伝のみにして、其外諸流の神道は取るに足らざる擬作キにて候や。

答曰、後世、大社などに各神道を称して、吉田の説に不レ従ハも有之由。是は定めて古来より受伝へたる処有。一家の説成べし。豊前の宇佐、出雲の大社杯の如き、是也。

当時、橘家の神道と称て、別に伝来るもの有。其由来は、敏達天皇の御宇、御子難波親王ナニハノミコに勅有て、「朕が国は神国也」といへ共、「近頃より異国の道伝来して、我国の道に混雑コソす。此故に、汝は我国の道を子孫に相伝ふべし」とて、日神已来、相伝の奥秘を親王に附属まし給ふ。親王、広く有徳の師を尋求て、弥、此道を研考し、是を御子孫に残し給ふの後、橘の諸兄公モトキミに至る。諸兄公は、天平宝字元年正月乙卯に薨じ給ふ。山城国葛野郡、梅津本郷梅宮、若宮相殿マシに坐、三振靈社ミフリノ、是也。

諸兄公の孫、贈太政大臣清友、梅宮相殿神也。諸兄公より十一代鎮守府將軍以綱の子早世により、次男広房成長の間、神道、軍法、弓矢の秘決、大江匡房卿、是を伝へ預る。同二十三代從三位以量卿コレノカミに至て、此家を薄氏ススキといへり。其頃乱世の故に、領分美濃国西郷と云所へ引退居住し給ひ、菅原在数ノブツナの男を養て、家を継しむ。以緒コレヲと云、其子以繼コレヲツグと云。京都將軍義尚ヒサの時、故有て切腹せらる。二代にして公家の薄氏は絶たり。

又、西郷に於て以量卿、男子を設け給ふ。以重コレシゲと云。明応五年、六十一歳にして卒す。其子重信シゲノブの時、武家と成、薄田左馬介ススキと称す。池田三左衛門輝政テルを頼、播州へ引越す〔輝政は慶長十八年死去す。其子武蔵守、其子新太郎光政、元和三年因州鳥取へ移。寛永九年備前岡山へ所替也〕。大坂御陣の時、天満口にて左馬介軍功有。其時、家康公には、だんだら島の御陣羽織を召て御出馬也。姓名を御尋遊ばし、「池田武蔵守家頼の者ならば、思召子細有間、感状は不被下。手柄の程は見置たるぞ」と仰有と云云。

左馬介が子を内膳信秀と云。輝政は左馬介を客分のあしらいにて三千石を賜ひしが、其子内膳に至りては家人とする故に、俸禄を辞し、池田の家を立退、京都に住し、大村素庵と名を改め、諸所を巡る。其頃、尾張重相、軍法を好給ふ故、延宝年中、家中の面々、素庵に随て軍法を学ぶ。此故に、橘家の軍術に今尾州に伝へたる人有とかや。

内膳が子を薄田与三兵衛ユヅ以貞と云。宝永二年九月十九日卒す。其子橘内早世して、子孫断絶す。此時、家伝の書多く紛失せしと也。玉木兵庫、以貞に親炙シヤクする事二十九年、此間に鳴絃幕目行事伝等を伝へて、今世に残れる也。

一 或問曰、儒学者の説に、「今世に神道と申候は、仏法に儒道を加入して、一種の道を作り出し候。吉田の先代、卜部の兼トセ俱トセより世に弘り候」と有之は如何。

答曰、是は、今世に云、十八神道、或は三元神道をさしていふにて、成ほど、兼俱卿の建立と相見え申候。

兼俱卿は後土御門院の御宇、足利將軍九代義尚公の御時に当り、文明七年十月、室町の御所に於て『日本書紀』神代卷を講ぜられし事、旧記に見えたり。又、禁中にも召て、神書を講ぜられけると也。暇日には、僧徒を集めて神書を釈せしに、『大和姫ヨ、世シ記』の「西天有ニ真人ニ」の語を引て、神仏無二の証とし、又、三輪明神は天竺レツジュセシ靈鷲山の鎮守金毘羅神なる由をいふて、僧徒を悦しめしと也。

此頃は、応仁大乱の後にて、京都も田舎も、上下世を渡るのよすががなく、神領、社田も軍兵の為に没収せられ、神職も有か無かの世の中なれば、吉田家の衰微いはん方なく、漸く露命をつなく營に心を苦しめ、正道を守りては、飢寒を凌ぐ便り無きまゝに、種々の事を巧み出されたりと見えたり。

兼俱卿、元来、博識の人にて、天台真言の僧侶などに『中臣祓』などを教へ、神道の口決など少々伝へて、仏家の加持の仕かた、印明祈禱の法などを習ひ、其上、儒家の五行の配当をかり、彼是を調査して、吾神道に附会し、三元神道、或は十八神道と云事を建立有たる也。又、横川禪師と心を合せ、「天の七星が天降り、神道を横川と兼俱に伝へたり」など、偽り、神道加持など云事を被始しは、世を渡るべき当時の方便成べし。

又、其頃は、弘法コウフ、伝教デンケウなどの両部習合の説も流行せしなるべければ、

是をも盗み、儒家の易をも配剤し、家伝の唯一をも混合し、彼是を和物ワモノして、一種の神道を拵へ被出しと見えたり。「無上靈宝神道加持」など、云も、此頃よりの事にて、古へには無き事也。

尤、上古スケヒコナリ、少彦名命アナムチ、大己貴命の始め伝へ玉へる医道呪術イダウジュ、和家、丹波の両家に残り伝といへ共、源平の乱以後、其伝を失つて、世に知人稀也。右の呪術は、後世、仏法を附会せる加持印明の仕かたとは異なるものにて、忽に妙なる印も有けるとかや。医術も又、今民間に、和方の妙薬など少々は残れるも有。是、吾国神世の遺法にて、中華を学ぶ医人の曾て不レ知名方也。

先、三元神道と云は、天元、地元、人元の三つに体用相の三義を立つ。体は三元也。用は三妙也。相は三行也。又、天地人の三妙に、神変ベン、神通ツウ、神力リキの三部を立たり。天妙に三部有。天の神変は日月星辰也。神通は寒暑昼夜也。神力は雷電風雨也。地妙に三部有。地の神力は山河、大地、江海也。神通は山沢通レ氣キ、海潮満干也。神変は草木、枝葉、花実也。人妙に三部を具す。人の神力は拝法印也。神通は読誦唱也。神変は觀念想也。又、三行と云は、天の五行、地の五行、人の五行也。三行は三妙の法行也。天の妙行は神変加持、地の妙行は神通加持、人の妙行は神力加持也。三界は天地人の三元也。万法は三元所変の五行也。故に森羅万象ザウ、此三品の所持に非ずといふ事なし。儒家も道家も万事三を以物を成就す。『易』に云「三万物を成就す」と云々。大底如是に三元の神道を建立したるもの也。

又、十八神道と云は、天に元氣円満の神道有。天の五行を加へて六神道とす。地に一靈感応の神道有。地の五行を加へて六神道とす。人に性命成就の神道有。人の五行を加へて六神道とす。是、三元十八神道也。



其六神道と云は、五行の神に因縁果満の徳を具足すると取て六と成也。又、人に眼耳鼻舌身意の六根有、六識有、六境有、合て是も十八也。『易』の十八変にも比したり。

如此、三元十八等の神道の建立は、兼俱卿の著述也。

又、兼俱卿、三部の神経を作つて、北斗の七星真君降つて授ると云。所謂三部は、『天神変神妙経』『地元神通神妙経』『人元神力神妙経』也。如是なる偽作どもを見て、日本の神道は兼俱より始りて、古へは神道なしといへるは、甚だしき鹵莽の説にて、畢竟、和学に暗き過ち成べし。

一 或問曰、両部神道の伝来、何れの頃より始り候や。

答曰、仏法伝来の後、習合の神道と云事始り候。神武天皇以来、千弍百余歳の間、異邦の道渡り不来、天下一統して、天子より外には、日本に君と云ものは無りし也。今の世に君臣の事を主従と云詞有は、古の詞の残れる也。其御時代迄は、神祖の遺法のまに、世も治まり来るの処に、卅四代推古天皇の朝に、聖徳太子、仏道に帰依し給ひしより、神仏の道を混ざる世の中と成りし也。

其後、四十五代聖武天皇、仏道を御信仰の余り、東大寺を御建立有度叡慮まし、くけれ共、我朝、神国にて歴代神道を尊奉し来るの故、仏宇を営み給ひては、神慮に戻らん事や有と疑ひ思召て、天平十三年、行基法師に勅して伊勢大神宮に詣で、此旨を告しめ、神慮をうか、ひ給ふに、行基、伊勢にもふで帰て、奏して曰、「二七日に満ずる夜、神殿、おのづから開け、大声に唱て曰、実相真如の日輪は、照、生死長夜闇、本有常住の月輪は、弘、無明煩惱雲」云云。

然共、仏像伽藍御建立の是非、其告不詳によつて、同十四年十一月、

右大臣橘諸兄公を勅使として、伊勢に遣はされ、御願寺御建立の由を祈らしめ給ふ。此時には何たる示現、御託宣も無りしと也。然れば、行基の奏せし神託は、彼僧、帝を欺き、神託を偽りこしらへたるものなるにや。『続日本紀』、彼神託の詞を不載、其上、行基を勅使とし給ふ事、朝儀に叶はず、敵に劍戟をかし、盗に財宝を預るの類成べし。

其後、東大寺御建立有、本尊毘盧遮那大仏は、天照大神の本地を表し、左面の観音は天児屋命、右脇の虚空蔵は太玉命、鎮守権現は八幡宮とす。是、行基の妖妄の作意に出て、神に本地の仏を立る始也。

其後、七十年を経て、真言密教始て日本に渡る。金胎両部と云事有によつて、空海、此国の神書を悉く仏教に取なし、神仏を同体異名とし、両部神道と云物を拵へたる也。畢竟する処は、弘法、伝教、慈覚、智証の四大師、日本は神国なるが故、人、多く神を敬するを見て、神仏不二の習合をはじめ、仏法を此国に弘むるの方便とせしもの也。

又、両部の外にも、習合の諸流も多く出来たり。聖徳太子流、吉田流、三輪流など、各門戸を立て、習合の書、凡五百余巻に及べりと也。

先づ、顕密の二義に付て、本地垂跡の二門を立たり。顕には仏を以本地とし、神を垂跡とす。密には神を本地とし、仏を垂跡とせり。世界を論ずるに、初、鶏卵の如とは、諸法不生の空体を指す。其裏より天地の両盤を建立す。是則、二顆の宝珠也。法には因果を顕はし、世界には日月を顕はし、人に両眼とす。とこしなへに天地人の化用を顕す。皆是神力にして、無体無名の名故に天照大神と号す。又、大日と号也。其大日の本國なるが故に、大日本国と号すると云り。在天七星、即ち天神七代、地に降ては五行、地神五代也。十二代、即十二因縁、十二月、十二時等也。

又、伊弉諾、伊弉冉尊は、陰陽二神、両部大日とす。一女三男は四仏也。又、大日は金剛不壞、法性の身也。此法性の身、無明の理体に覆はる、を以、岩戸を閉ると云。戸を開き、神出現と云は、覺の義也。

覺は即身成仏也。神は三世常住法界を照し給へ共、諸悪魔に障らる、の間、暫く閉ると云。悪魔とは、我が無明を云也。

惣じて大神宮を俱舎の意は、梵天帝釈と見る。我身に在る時は、俱生神と見る。我等が善惡の二を注するが故に、冥途に有ては、閻魔大王と見るなど、附会せり。

一流には、天神七代を過去七仏とし、地神五代を現在四仏に遮那を加へて五仏とし、天の瓊矛を金剛智劍など、も云り。又、伊勢の本地を阿弥陀如来也と云説も有。

又、大神宮、僧尼を忌給ふの訳は、第六天の魔王に大神此国を乞給ふに、魔王の曰、「此国中の人、悉く地獄魔道に墮せしむべし。もし此国を与へば、後に三宝を崇め給はゞ、国中の人を惡道に落す事叶ふまじ」と云。

大神答て、「我、永く三宝に値遇せじ。我、神殿に出家を近付じ。諸多羅尼を聞じ、と誓約し給ふが故に、今も僧尼を近付給はず」と。此方便の誓によつて、外には三宝を忌み、内には是を崇め給ふ、と云り。如斯の虚誕妖妄、一々挙て数へがたし。

又、歴世、歌道の伝授、二条家の極秘と称して相伝し來は、両部習合の説より出たるもの也。又、日蓮宗の説には、「日本国三千余社の大小の神祇は、我等が一念に有」と也。故に、一念三千とも云。又、摩耶夫人、日天胎に入と夢見て、釈尊を懷妊あり。日蓮の母も、日天を夢見て出生有ば、日蓮と名付く。日天は本地にて、伊勢は垂跡也。其日天の本地は

釈尊也。日天釈尊、日蓮は同體也。「日蓮を拝みたくは、日輪を拜せよ」と云り。悲華經五百の大願の中に「我成日天子、照衆生闇」と云。

又、天照大神を男体に画く事は、素盞烏尊の天上へ登り玉ふ時、大神、弓矢を携へ、太刀をはき、武者出立に成り給ふより出たる事といへり。

又、伊勢の御神体を蛇体に画く事は、内宮は、伊弉諾尊、金剛界の大日の化身、金色の蛇、蓮台に座す。外宮は、伊弉冉尊、胎藏界の大日、白蛇の形也、など、もいへり。如是に、思ひくの説共を立て、神道を敬するに似て、実は仏法を此国に弘めん為の方便より出て定説有事なし。

我国千年已來、此妄説に惑ふてより、人皆かりにも、仏神くとのみ唱へて、神国一變して、仏国と成たるもの也。乍去、仏氏の内にも其道を發明し、無我なる人有て、両部習合の偽なる事を悟れる人有。

近來、伊勢山田に住して中山寺を建立有し愚堂和尚の、或人に被語けるは、「両部習合の神道は、聖徳太子より興ると聞。実ならば恐らくは太子の誤り成べし。神道は、他の道とは混雜せぬ筈也」といへると也。又、三井寺の長吏公顯僧正は、日本国中大小の神名を書て、每朝礼之祈られしを、或人怪んで問へば、答て云、「夫れ我邦は神国也。我輩は神孫也。此諸神を除て、異域無縁の神を重んぜんや」といへるとかや。高野山明遍上人、此語を聞て、大に被感しと也。

扱、室町將軍足利家、次第に衰微に及び、天下乱世打続き、寺社共に破壊し、諸寺諸山の僧侶も多く妻帯肉食也しに、当御治世の始より、漸く清僧に成たりしと也。其当時、大名尊家に「茶坊主」「掃除坊主」など、云もの、有は、戦国の時分、軍兵、寺領を掠め取、僧をば使ものとしたるより始るとかや。江戸御治世の始頃迄は、僧の寺を失ひたるは、大名の掃除坊主に出たりと也。されば、己が部屋には本尊を掛置て、ひ

そかに朝夕の勤行<sup>ゴウ</sup>をもしたりと、古老の説也。尤、古へ律令の行れし世には、僧の罪を犯せるは百日苦使<sup>クシ</sup>せしむとも有。

扱、信長、秀吉を経て、四海漸く太平に化せんとする頃しも、慶長年中に後陽成院、浅香<sup>カ</sup>林庵と云儒者を召し、禁中にて儒書を講せしめ、且唯一神道を御尊信有により、仏法を疎んじ思召ければ、四海儒門を專にすべき由詔り有て、嵯峨天皇以来累世禁殿の護摩を止められし事、三年也しかば、日本の仏法破滅の時節ぞと相見へし時に、叡山<sup>クニノ</sup>の南光坊天海出て、空海の両部神道の図を奏し、懸河<sup>クニノ</sup>の弁を以、簾前に講論せしにより、人主是を聞召、叡感有て、再び仏法を御崇敬有けり。

又、江戸に於ては、家康公、林道春を御寵遇有て、毎に儒書の講談を聞食、儒道を御興立有により、自然と寺院の衰廢を歎き、元和の頃、増上寺の觀智、ひそかに南光坊を招き、大樹に謁せしめたりしかば、天海才智發明の僧にて、両部の神道を講説し、神仏不二の法、儒仏神の道を、弁舌に任せて詳に演説し、仏神同体、水波の隔の由を言上しければ、大樹、御信向有てより、諸国の大名皆此儀に不背。寛永正保の頃より、仏法盛んに行はる、世の中と成り来りしは、偏に上野慈眼大師の勲功による者也。